

令和3年度

ブランドプロモーション支援事業費補助金

【 第2回 公募要領 】

告知期間

令和3年6月1日（火）～ 令和3年6月30日（水）

公募にあたっては、告知期間中に、事前相談・書類確認が必要です。

申請を検討している方は、まずはお問い合わせください！

公募期間

令和3年7月6日（火）～ 令和3年7月7日（水）

16時必着

【 令和3年度の募集予定 】

第3回 令和3年9月に募集、10月に審査委員会開催

※第3回は上記のとおり審査委員会開催の予定ですが、応募状況や
予算等の状況により実施しない場合があります。

応募書類提出先・お問い合わせ先

山梨県産業労働部産業振興課 地場産業振興担当

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁別館3F

電話：055-223-1543 FAX：055-223-1547

I 補助対象事業の概要

1 補助事業の目的（交付要綱第2条）

県内で製造業を営む地場中小企業者等が行う産地のブランド力を高める事業や国内外の販路開拓を行う事業のうち、他の地場中小企業者の新たな事業活動の誘因となりうる先導的事業、自主努力旺盛な事業を行う場合、必要な経費の一部を補助し、地場産業の育成と、山梨ブランドの形成を図る。

<留意事項>

- ・事業実施期間は、交付決定の日（事前着手届を提出した場合は、その受付日）以降を開始日とし、令和4年2月28日（月）までを完了日とする。
（注）事業実施に付随する支払事務も事業に含まれるので、上記完了日に留意すること。
- ・類似事業に対する補助金の交付は、海外における事業は原則3年、国内における事業は原則2年を限度とする。
- ・特別枠の事業に対する補助金の交付は、原則、1地場中小企業者等につき1回を限度とする。

2 補助対象者（交付要綱第3条）

「地場中小企業者等」とは、県内に事務所又は事業所があり、製造業を営む地場中小企業者（資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社であって、常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人）、連携体、組合等のことをいう。

3 補助対象事業（交付要綱第4条）

一 一般枠

- (1) 地場中小企業者等が、産地イメージアップを推進する事業
例）・販路開拓事業に関連したHP作成、広告掲載等のPR等
- (2) 地場中小企業者等が、「地域の優れた資源」（山梨県知事が指定した地域産業資源（交付要綱第3条第5項））による地場産業製品等の販路開拓のために行う事業
例）・展示商談会への出展や（合同）展示商談会の開催、新製品のテスト販売等
- (3) 地場中小企業者等が、技術の保全・継続につながる事業など、産地ブランド形成を推進する事業
例）後継者がいない工程を内製化する取り組み等

二 特別枠

地場中小企業者等が、持続可能性等に配慮したものづくりを行い、産地の先導的なビジネスモデルにつながる事業

例）環境負荷の軽減や持続可能性に配慮した製造工程の構築、知的財産権や国際認証等の取得、国内外の展示会のサステナブル・エリアへの出展等

<留意事項>

- ・一般消費者を対象としたイベント等は、モニタリングを目的とするものに限る。
なお、主なPR先が県民である事業は対象外とする。
- ・製品の小売を伴う事業は、製造業者がテスト販売やプロモーション活動等を目的に行う事業で、販売期間が概ね1ヶ月以内のものに限る。
- ・令和3年度中に、国、市町村ほか他の補助事業で採択された案件（申請中、申請予定を含む）と同様とみなされる事業は対象外とする。

4 補助金の補助率、補助限度額（交付要綱第4条）

【別表1】を参照。

5 審査方法（交付要綱第6条、第7条）

- (1) 審査は、外部有識者等で構成される審査委員会において、書類審査及び面接審査により行う。
- (2) 応募者は、県が指定する日に開催する審査委員会に出席し、事業の意義や事業計画の内容等に係るプレゼンテーションを行うとともに、審査員の質疑に応答する。
- (3) 審査委員会は、令和3年7月19日（月）に開催する（詳細は別途連絡）。
また、審査の結果は、決定後に書面により通知する。
- (4) 審査における審査区分と評価項目については、【別表2】を参照。
※評価項目「事業実施による効果」については、審査委員会において財務状況を審査した結果、「事業の継続性」に問題があるとされる場合は欠格となります。

II 応募手続等

1 応募書類（交付要綱第5条）

- (1) 補助金交付申請書（交付要綱様式第1）
- (2) 補助事業計画書（交付要綱様式第1-1）
- (3) 補助金交付決定事前着手届（交付要綱様式第1-1）←該当する場合のみ必要
(3)については、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する必要がある場合にのみ、提出すること。

<留意事項>

- ・様式は、産業振興課のホームページからダウンロードすること。
<http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-sin/index.html>
- ・記載方法は、【別添 記入例】を参考にして作成すること。
- ・添付書類として、次の書類を提出すること。
定款(写)、会社案内、誓約書（暴力団等でないことを誓約する書類）
なお、会社（組合や連携体を除く）については、次の書類も提出すること。
直近2期分の貸借対照表及び損益計算書
- ・提出された書類は、返却しないので、必要に応じて控えを取っておくこと。

2 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

3 応募受付期間

令和3年7月6日（火）～ 令和3年7月7日（水）16時まで

※感染症対策のため、事前に来庁日時のご予約をお願いします。

<留意事項>

- ・応募書類は、令和3年7月7日（水）16時までに必着（持参）
- ・告知期間中〔6月1日（火）～6月30日（水）〕に、応募に際しての事前の相談、提出書類の事前確認を行います。まずはお早めにご相談ください。お問い合わせ先は、表紙またはII5の「応募書類提出先・お問い合わせ先」をご覧ください

い。

4 注意事項

- (1) 補助事業完了後に提出する補助事業実績報告書（交付要綱様式第7-1）では、「1 事業実績」の「補助事業の実績」欄には、補助事業計画書（交付要綱様式第1-1）の「3(2)～(5)」の欄に記入した内容に基づき、補助事業の成果を具体的に記入すること。
- (2) 補助事業が採択された場合には、事業内容をマスコミ等に情報提供する場合がある。

5 応募書類提出先及びお問い合わせ先

山梨県産業労働部産業振興課 地場産業振興担当

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁別館3階

電 話：055-223-1543 FAX：055-223-1547

【別表 1】

| 補助対象経費 | | 補助限度額 | | 補助率 | |
|------------|--|---|---|----------------------|----------------------|
| 経費区分 | 経費の内訳 | 海外販路開拓 | その他 | 一般枠 | 特別枠 |
| 謝金 | 講師及び助言者等謝金 | 1 補助事業 300万円 ただし、1 地 場中小企業 者は、200 万円 | 1 補助事業 250万円 ただし、1 地 場中小企業 者は、150 万円 | 補助対象 経費の 1/2以内 | 補助対象 経費の 2/3以内 |
| 旅費 | 講師及び助言者等旅費、研修旅費、打合せ旅費、展示会旅費、バイヤー招聘旅費等 | | | | |
| 庁費 | 会場借上費、会場整備費、通信運搬費、賃金、教材費、受講料、広告宣伝費、印刷製本費、通訳料、翻訳料、保険料、産業財産権等取得費、市場調査費、コンサルタント費、商品パッケージ改良費、消耗品費等 | | | | |
| 委託費 | 事業の一部を委託する経費 | | | | |
| その他 の経費 | 上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費 | | | | |

1 補助対象経費全般にわたる留意事項

- (1) 別表 1 の経理区分に従い、事業の会計処理を行うこと。
- (2) 補助対象となる経費は、本事業に使用したのものとして明確に区分ができ、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
- (3) 補助事業の実施に伴い収入が発生した場合は、事業に要した経費から当該収入相当額を除いた額で、補助金額を算出する。
- (4) 次の経費は、補助対象とならない。
 - ・公租公課
 - ・金融機関などへの振込手数料
 - ・補助金交付申請書、補助事業計画書等の書類作成に係る費用
 - ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

2 補助対象経費について

(1) 謝金

事業遂行に必要な指導・助言等を受けるために依頼した専門家又は委嘱した委員に謝礼として支払われる経費（補助事業者又は参画事業者を専門家等として、支出の対象にすることはできない。）

(2) 旅費

事業遂行に必要な情報収集、各種調査に要する経費や、会議、打ち合わせ等に参加する経費、販路開拓に必要な経費として、補助事業者、参画事業者、依頼した専門家又は委嘱した委員に支払われる経費（グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金については補助対象外）

(3) 庁費

- ・賃金 ～ 事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者に支払われる経費（作業日報、雇用関係書類等の作成が必要）
- ・印刷製本費 ～ 事業遂行に必要なパンフレット・ポスター等の作成や広告媒体等の活用に要する経費（単なる会社のPR、営業活動に活用される場合については補助対象外）
- ・保険料 ～ 個人に係る海外旅行保険については補助対象外
- ・産業財産権等取得費 ～ 事業に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の取得に要する経費
- ・市場調査費 ～ 調査の実施に伴う記念品代や謝礼等については補助対象外

(4) 委託費

会場整備、広告宣伝など複数業務をまとめて外部へ委託して支払われる経費

【別表 2】

| 審査区分 | 評価項目 |
|---------------|--|
| 事業対象となる製品等の概要 | (地場産業製品等の特徴と他社にない強み) 「地域の優れた資源※」による地場産業製品等が競争力を有し、市場における成長や産地の継続が見込まれるか。 |
| 事業目的・目標とその課題 | (事業目的・目標の的確性) これまでの取り組みを踏まえ、ありたい姿と本事業を行う意義が説明できているか。 具体的な数値目標や成果目標等が具体的に設定されているか。 (課題の認識と解決方法) 目標を実現するうえでの課題を認識し、解決するための方法が明確に記載されているか。 |
| 実施内容 | (実施内容・規模の妥当性) 先導的事业及び自主努力旺盛な事業か、さらに目標や課題解決方法に照らして適切であるか。 全体のプランニング、対象者（ターゲット）が詰められているか。 実現するためのプロセスが明確か。 国内他産地との差別化を分かりやすく打ち出す方策が検討されているか。 「やまなしらしさ」（展示場への誘導、中味等）の演出があるか。 新型コロナウイルス感染症への対策がなされており、実現可能性が高いか。 |

| | |
|-----------|--|
| 実施体制 | <p>(実施体制・手段の実効性)</p> <p>実施内容を実現できる計画・体制を有するか（目標実現に有効なネットワークを有する者との連携など）、さらに目標実現の可能性を高める有効な手段を有するか。</p> |
| 事業実施による効果 | <p>(事業の継続性)</p> <p>事業終了後も継続的に取り組むことが見込まれるか。</p> <p>事業の効果測定方法が明確になっているか。</p> <p>財務状況は適切か。</p> <p>(やまなしブランド形成への波及効果)</p> <p>産地ブランドの形成や産地のイメージアップなど地域産業の発展や向上につながる効果が見込まれるか</p> |

※地域の優れた資源：「ブランドプロモーション支援事業費補助金交付要綱」第3条第5項の定義による